

令和 6 年度

学校危機管理マニュアル

- | | | |
|----|------------------|--------------|
| 1. | 消防計画 | P. 1 ～ 1 3 |
| 2. | 危機管理の連携体制 | P. 1 4 |
| 3. | 不審者侵入時の危機管理 | P. 1 5 |
| 4. | 保護者への生徒の引き渡しについて | P. 1 6 |
| 5. | 学校安全計画 | P. 1 7 |
| 6. | 熱中症対策ガイドライン | P. 1 8 ～ 3 2 |

三重県立あけぼの学園高等学校

令和 6 年度三重県立あけぼの学園高等学校消防計画

1	令和 6 年度あけぼの学園高等学校消防計画	P. 1 ～ 6
2	令和 6 年度あけぼの学園高等学校火元取締責任者	P. 7
3	令和 6 年度あけぼの学園高等学校防災組織表	P. 8
4	令和 6 年度あけぼの学園高等学校避難経路図	P. 9
5	令和 6 年度あけぼの学園高等学校消火栓・消火器配置図	P. 10 ～ 12
6	「暴風警報」発表時の対応について	P. 13

令和5年度あけぼの学園高等学校消防計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、あけぼの学園高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員及び在籍する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は教頭とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 建物、火気使用設備器具及び電気設備等の検査及び不備欠陥事項の改修促進
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導
- (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
- (6) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物の増改築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
- (5) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
- (6) その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項

第2章 学校防災委員会

(学校防災委員会の設置)

第4条 防災対策業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を設置する。

2 委員は、防火管理者をはじめ教務主任、保健主事等をもって充てるものとする。

第5条 学校防災委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事
- (2) 生徒の人命に関する事
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事
- (6) 震災対策に関する事
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事
- (8) その他防火管理に関する事

第3章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び災害時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに火元責任者を定め、建物及び消防用設備等の点検、検査を実施する。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者の業務は次のとおりとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐
- (5) その他火災予防上必要な事項

(自主検査の実施)

第8条 建築物、火気使用設備器具、危険物施設、電気設備等の自主検査、及び屋内消火栓、消火器、自動火災報知設備、警報設備、避難設備器具等の消防用設備の点検は別に定める安全点検分担区域及び点検表等にもとづき実施するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第9条 日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、本校に出入りするすべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと
- (3) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと
- (4) 避難口、廊下、階段など避難通路となる部分には、避難上障害となる物品を置かないこと
- (5) 廊下、階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないように維持しておくこと

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得るものとする。

- (1) 教室等の一部を変更し使用するとき
- (2) 教室等において火気用設備器具の増設や移動を行うとき
- (3) カーテン等を設置及び交換するとき
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更する時
- (5) その他防火管理上必要と認める事項

第4章 自衛防災活動

(自衛防災組織の設置)

第11条 地震及び火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、校長を隊長、防火管理者を副隊長とする自衛防災組織を編成する。

（自衛防災隊長等の権限及び任務）

第 12 条 隊長は、自衛防災活動における一切権限を有し、次の任務を行う。

- （１）生徒全員の避難状況の把握
- （２）各種災害の状況を判断し自衛防災活動上必要な指揮、命令
- （３）消防隊に対する情報の提供

２ 副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

（自衛防災組織及び活動）

第 13 条 自衛防災隊には次の班及び係を置く。

（１）査察班

- １）事務長、指揮班長及び各係長で組織する。
- ２）消火・避難・警報等各設備の外観的事項（破損、変形等）と機能的事項（作動試験、性能試験等）を自主点検し、プロパン・石油ストーブ等火気使用設備器具及び電気設備の自主点検を定期的に行い、各種設備器具等の維持管理にあたる。

（２）指揮班

- ア 隊長、副隊長とともに自衛防災隊本部を構成する。なお、自衛防災隊本部は校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。
- イ 隊長・副隊長を補佐し、生徒の避難状況を把握して必要な指揮命令を行う。
- ウ 在校者名簿等必要な関係書類を準備し、消防隊への情報提供を行う。

（３）通報連絡班（通報係、連絡係）

- ア 火災を発見した者は、消防機関 1 1 9 番に通報する。
- イ 災害発生場所等を明確に校内に報知する。
- ウ 消防機関へ通報されたかどうかを確認する。
- エ 指揮班及び他の班との連絡にあたる。
- オ 消防車の誘導にあたる。

（４）誘導班（誘導係）

- ア 生徒の避難場所を選定し、定められた避難経路により誘導する。
- イ 避難終了した場合は、すみやかに人員点呼を行い逃げ遅れの有無を確認し、指揮班長に報告する。

（５）避難誘導班（避難袋係）

- ア 屋内階段が使用不能の場合は、設置してある避難器具を操作し避難させる。

（６）消火班（消火ホース係、消火器係）

- ア 屋内消火栓を操作し消火作業を行う。
- イ 火点に近い場所にいる者は、消火器を使用し初期消火を行い、延焼防止に努める。

（７）救護班（救助係、救護係）

- ア 避難開始と同時に担当区域を巡視し、検索や残留者の救出にあたる。
- イ 負傷者に応急処置をほどこす。

（８）警戒班（搬出係、警戒係）

- ア 重要物件の搬出にあたる。
- イ 搬出物件の保全、盗難等被害の防止にあたる。

(休日、夜間にける活動体制)

第 14 条 休日、夜間の諸活動は、機械警備に係る規則によるほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表にもとづき関係者への連絡を行う。
- (2) 消火器等により初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により、別に定められた重要物件の搬出とその管理に当たる。

(防災組織表及び避難経路図等の作成)

第 15 条 防火管理者は、職員・生徒を含めた防災組織表、避難経路図及び消火器等の配置図を作成し全員に周知させる。

第 5 章 震災対策 (南海トラフ地震臨時情報発表時も同様)

(震災予防措置)

第 16 条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の有無
- (2) 教室内及び事務室等における教材、棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒、落下の有無
- (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

(緊急地震速報発表時の対応)

第 17 条 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。

- 2 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。
- 3 施設内の生徒等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(南海トラフ地震臨時情報発表時の対応)

第 18 条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、校長をリーダーとして、別に定める一次動員対象者により、第 2 項に示す情報収集の対応にあたる。

- 2 生徒・職員・来校者の安否確認、施設の被害状況、発生した地震の情報及び避難情報(防災みえ.jp 等)、周辺地域、ライフライン(J R, 伊賀鉄道、三重交通バス等)等の確認。
- 3 必要な情報については、校内放送及び安心メール等を活用し伝達する。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、速やかな帰宅または、避難所等への避難を促し、学校は原則として 1 週間の休業措置をとる。
- 5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時に、伊賀市から避難所としての一時使用要請があったとは、体育館を使用させるとともに、避難所開設にあたっての支援を行う。
- 6 学校災害対策本部を設置する。

(地震後の安全措置)

第 19 条 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検を実施し、異状が認められる場合は安

全措置を講ずるものとする。

2 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については全設備、器具の安全を確認後、使用を開始する。

(震災に備えての備蓄品)

第 20 条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常食及び飲料水
- (2) 緊急医薬品
- (3) 携帯用拡声器、メガホン
- (4) 携帯用ラジオ
- (5) 携帯用照明器具
- (6) その他必要なもの

(避難場所の指定)

第 21 条 防火管理者は、生徒・職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておくものとする。

- (1) 1 次避難場所 運動場

(地震時の行動)

第 22 条 地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 授業中の場合、職員は生徒を机の下などに身を寄せさせ、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入り口を確保する。
- (2) 休憩中の場合は、その場所で身をふせ校内放送等による指示を待つ。
- (3) 職員及び避難誘導係は、避難開始の指示があった場合、生徒の混乱を防止し、避難経路に従い第 1 次避難場所へ誘導する。
- (4) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し安全を確認した上で行う。

第 6 章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第 23 条 防火管理者は、次により職員及び生徒を対象として防災教育を行い、防火管理の徹底を図るものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 生徒の人命安全対策に関すること
- (3) 建物からの避難及び避難誘導に関すること
- (4) 火災予防上の遵守事項に関すること
- (5) 震災対策に関すること
- (6) 防災訓練に関すること
- (7) その他火災予防上必要な事項に関すること

(防災訓練の実施)

第 24 条 防火管理者は、次の訓練について実施計画を作成するものとする。

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報連絡訓練

- ア 消防機関への通報訓練
- イ 校内への通報連絡訓練

(3) 消火訓練

- ア 消火器訓練・・・分散配置されている消火器を迅速に集結し、適応消火器の確認と操作要領の習熟
- イ 消火栓訓練・・・操作訓練と放水

(4) 避難訓練

- ア 階段からの避難誘導訓練
- イ 避難器具の点検と使用習熟

(5) その他安全防護、救護、搬出等の訓練

(訓練の報告及び指導要請)

第 25 条 防火管理者は、自衛防災訓練を実施する場合、消防署に通知し、必要と認めた場合は指導の要請をするものとする。

付 則

この計画は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

改正計画は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

関係する一覧表及び図表

- 火元取締責任者一覧表（安全点検含む）
- 自衛防災組織表
- 避難経路図
- 消火器等の配置図

令和6年度あけぼの学園高等学校 火元取締責任者

	責任者	教 室		責任者	教 室
1	松浦	職員室、印刷室、更衣室	1 6	山本	化学・生物教室、化学準備室 1.2 特別教室棟 2 F 廊下・トイレ
2	安田	HR (1-1)、ゼミ 31、32 食品化学総合実習室、準備 室、	1 7	杉森	3 F 休養室、書道室・準備室、 作法室 管理棟 3 F 廊下
3	寺前	HR (1-2)、 管理棟 3 F 廊下、トイレ	1 8	有田	流通経営総合実習室・準備室 普通教室棟北 1～3 F 階段
4	濱岡	HR (1-3)、 普通教室棟南 1～3 F 階段	1 9	出口	生徒会室、体育館、武道場、部 室棟、 グラウンド
5	中田	HR (2-1)、CAD 実習室 写真撮影実習室・準備室	2 0	中尾	進路室、被服教室、準備室 特別教室棟 1 F 廊下・トイレ
6	西尾	HR (2-2) 美術教室・準備室 特別教室棟 2 F 廊下・トイレ	2 1	田中伸	購買室、2 F 休養室 管理棟 1～3 F 階段
7	田中萌	HR (2-3)、ゼミ 21、22	2 2	山根	デザイン加工実習室 特別教室棟と総合学科実習棟の 渡り廊下、総合実習棟 2 F 廊下
8	勝間田	HR (3-1)、マルチメディア 実習室・準備室 普通教室棟 1 F 廊下・トイレ	2 3	中武	会議室、教育相談室
9	橋爪	HR (3-2)、 ワープロ実習室	2 4	竹田	介護実習室、福祉基礎実習室・準 備室 総合学科実習棟 1～2 F 階段・1 F トイレ
1 0	城	HR (3-3)、ICT 準備室 普通教室棟生徒昇降口・ホー ル	2 5	片岡	保健室、 管理棟 1 F トイレ
1 1	浅原	放送室、スタジオ、 管理棟 2 F 廊下・トイレ	2 6	上嶋	事務室・1 F 書庫・校長室
1 2	藤野	食品調理総合教室・準備室 特別教室棟 3 F トイレ	2 7	濱田	変電室、LPG 庫、ポンプ室 キュービクル、危険物貯蔵庫
1 3	藤尾	美容実習室・準備室、美容更衣 室、特別教室棟 3 F 廊下	2 8	山岡	倉庫、小会議室、校務員室 管理棟 1 F 廊下
1 4	中山	音楽教室・準備室、美術準備室、 美術教室、	2 9	中出	図書室、司書室、3 F 書庫 管理棟 3 F トイレ
1 5	杉本	LL 教室、ビデオ編集室 資料室、特別教室棟 1～3 F 階段			

※ 斜体文字の箇所については安全点検時等に責任者が追加で点検

令和6年度 防災組織表

三重県立あけぼの学園高等学校

防災隊長 【校長】 防災副隊長 【教頭】

(1) 査察 【事務長】 【各班長(◎)】

(2) 指揮班 【◎杉森、浅原】

(3) 通報連絡班 通報係【◎浅原】 連絡係【◎山根】 防護安全係【山岡】

(4) 誘導係 ◎寺前、城

(5) 避難誘導係 避難袋係 (上) ◎山本、濱岡 (地上) ◎橋爪、田中萌

(6) 消化班 消火器係 ◎杉本、勝間田

消火ホース係 ◎出口、中田

(7) 救助班 救助係 ◎安田、藤野、西尾

救護係 ◎中武、片岡、竹田

(8) 警戒班 搬出係 ◎中尾、田中伸、有田、中出、相楽

警戒係 ◎中山、藤尾、濱田

○緊急時の動員

一次動員 学校長、教頭、事務長、指揮班(杉森、浅原)

二次動員 一次動員に次の査察班のメンバーを加える(杉本、山根、寺前)

三次動員 全員(非常勤講師は除く)

○災害時の各班・係の内容

(1) 通報連絡係

◇通報係・・・・・・消防署へ通報する

◇連絡係・・・・・・校内放送により、職員生徒へ災害の状況、避難指示を行う。

(2) 誘導班

◇誘導係・・・・・・訓練出火を確認のうえ、避難場所までの誘導を行う。

(3) 避難誘導班

◇避難袋係・・・・・・降下避難の誘導、指導を行う。

(4) 消化班

◇消化ホース係・・・・・・ホースを延伸し、初期消火にあたる。

◇消火器係・・・・・・消火器による初期消火にあたる。

(5) 救護班

◇救助係・・・・・・二次災害の危険を回避しつつ、必要な救助にあたる。

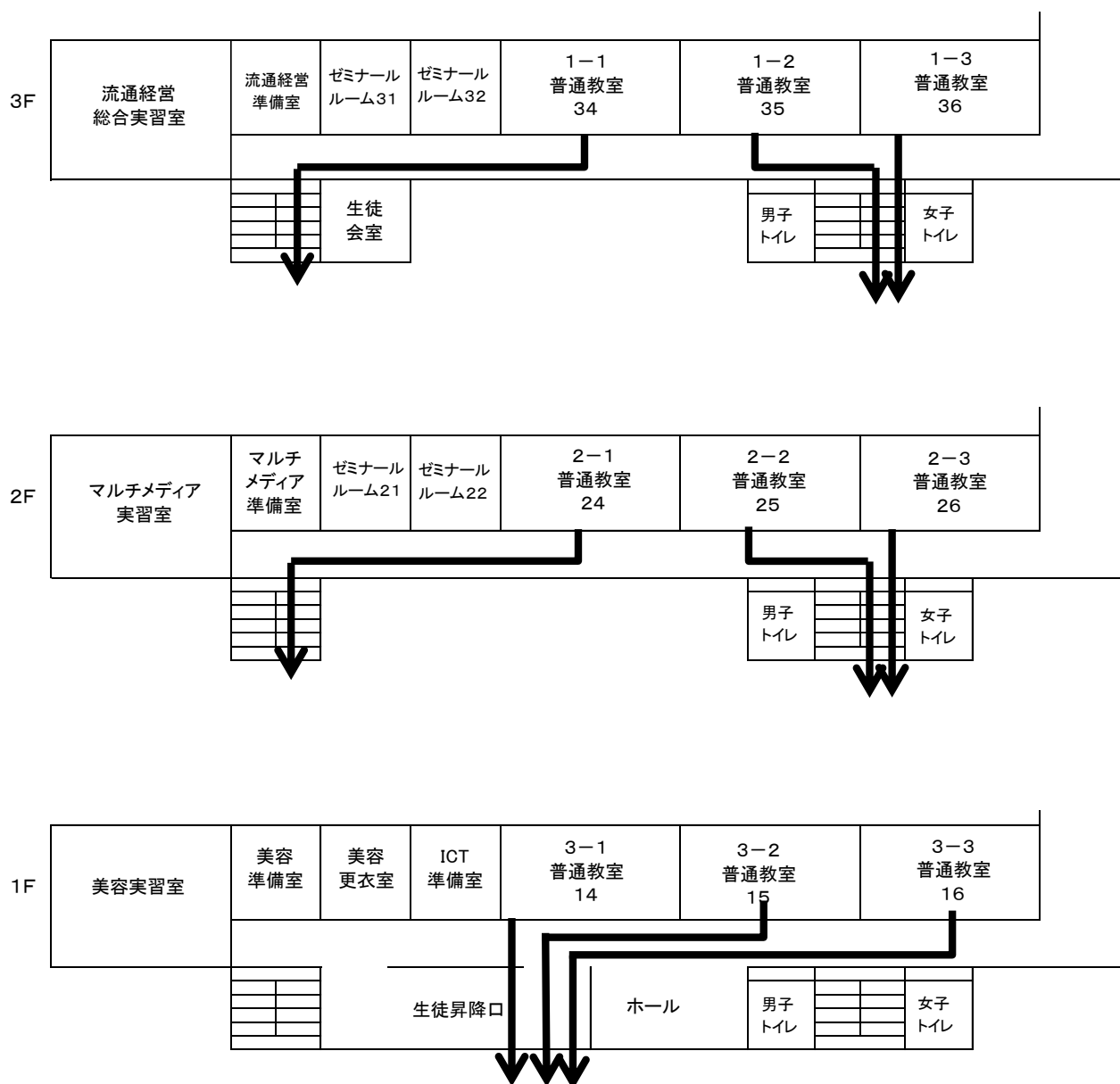
◇救護係・・・・・・二次被害の危険を回避しつつ、必要な救護にあたる。

(6) 警戒班

◇搬出係・・・・・・非常時に搬出すべき物件を搬出する。

◇警戒係・・・・・・搬出係と連絡の上、搬出物件の保全にあたる。

令和6年度 あけぼの学園高等学校 避難経路図



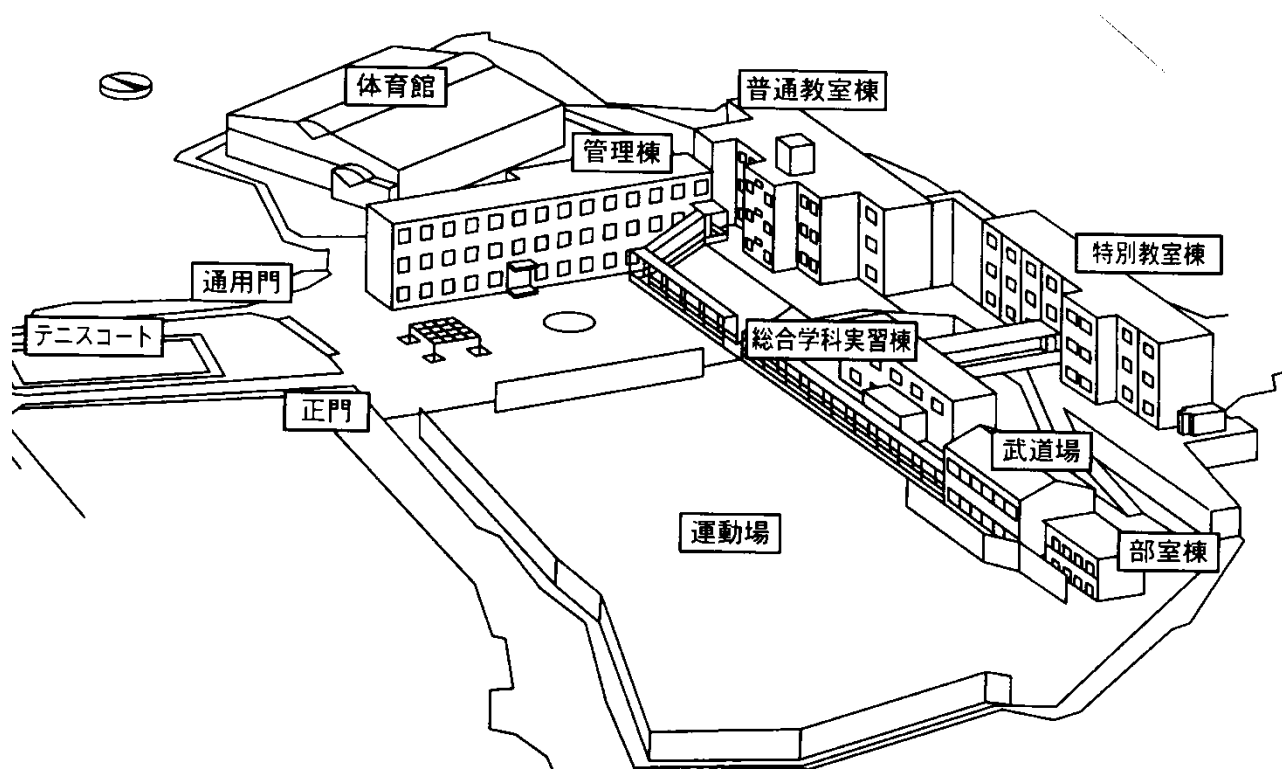
※ 一次避難場所・・・運動場
災害発生箇所や天候等により体育館となることもある

(2) 管理棟、特別教室棟、総合学科実習棟の場合。

最寄りの階段から、一次避難場所である運動場へ避難または、生徒誘導をする。

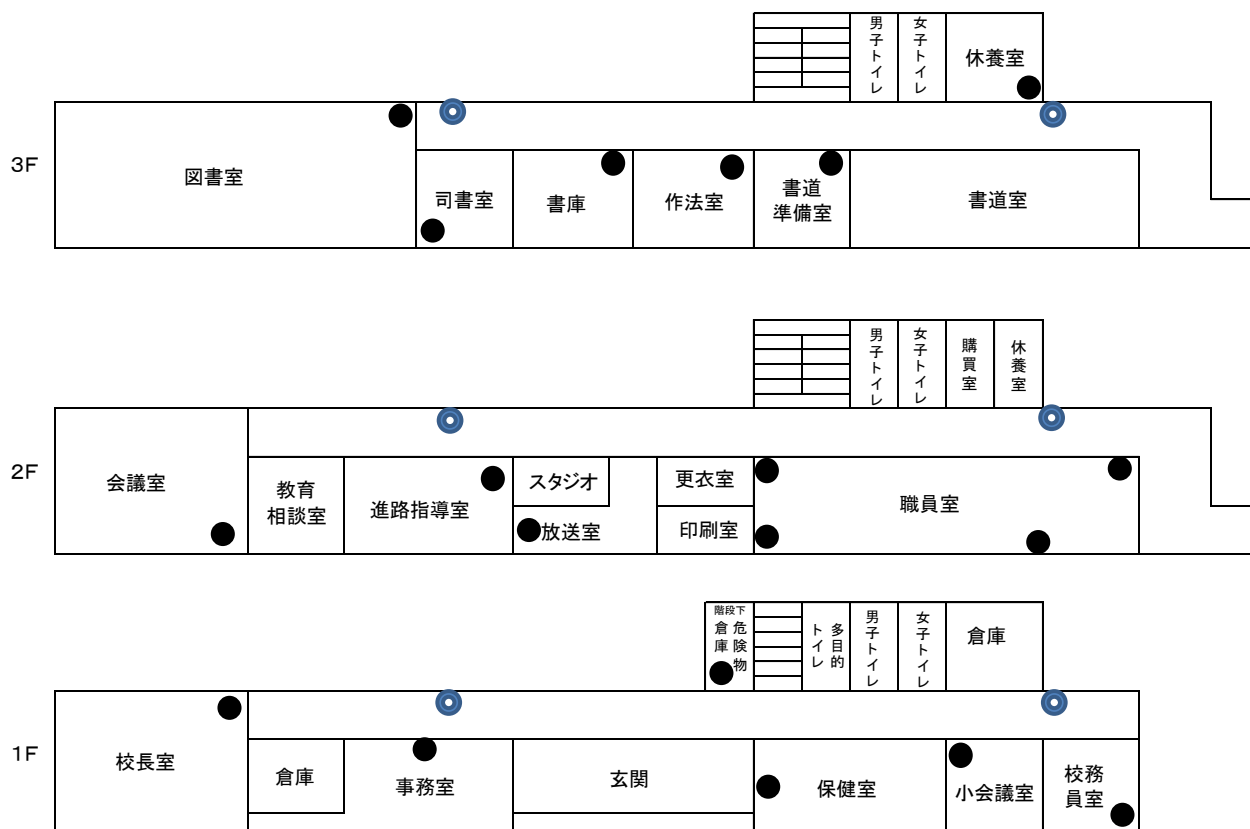
令和6年度 あけぼの学園高等学校 消火栓・消火器配置図

1 学校配置図

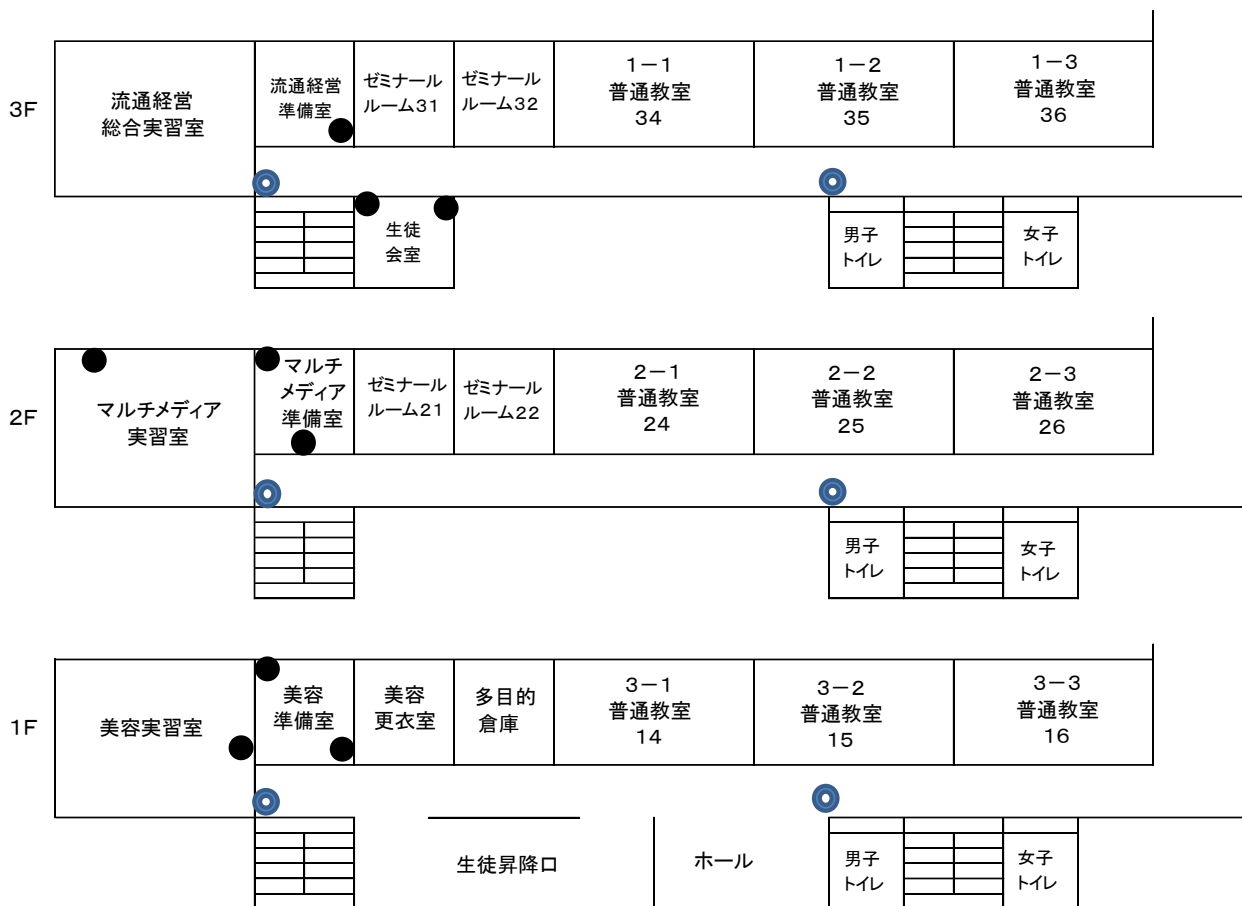


2 消火栓・消火器配置図 (● 消火栓、● 消火器)

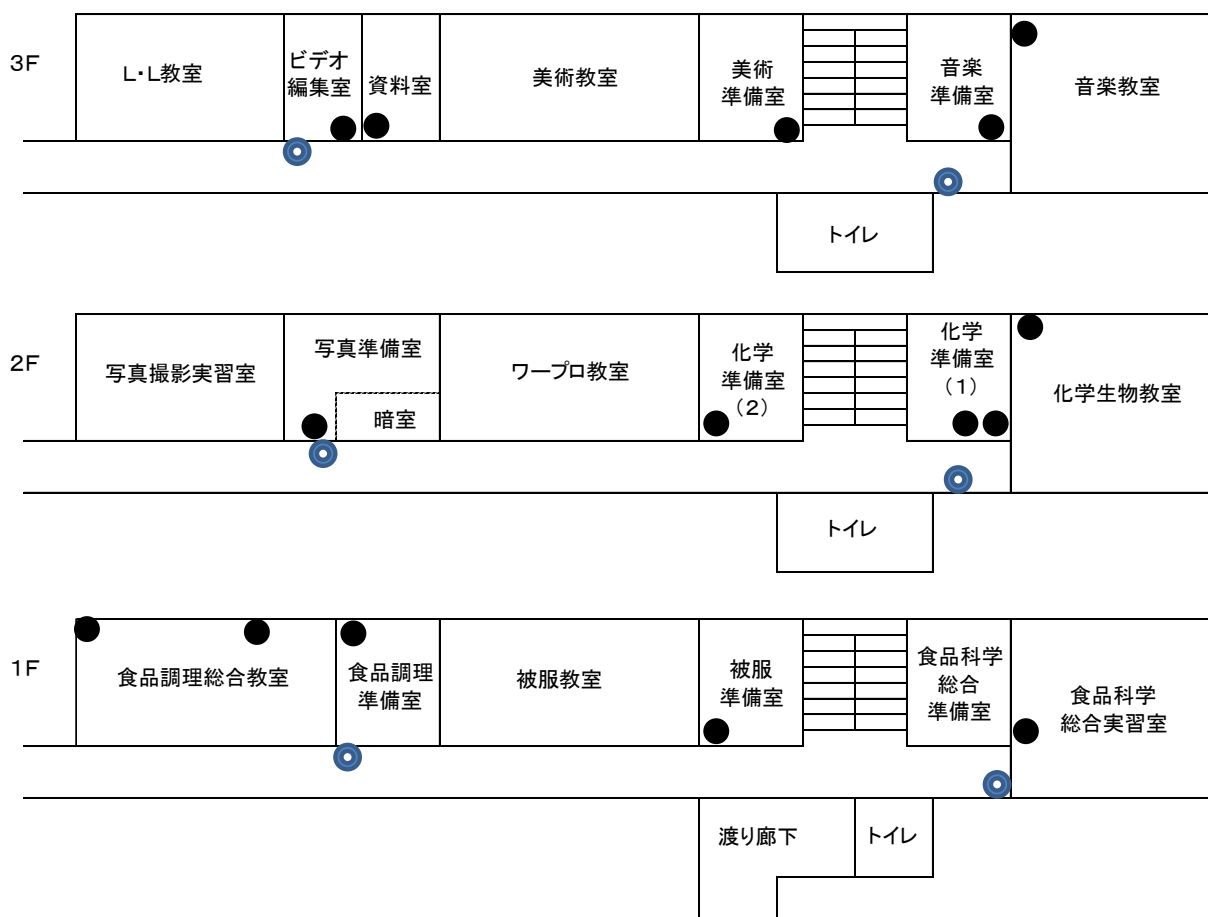
(1) 管理棟



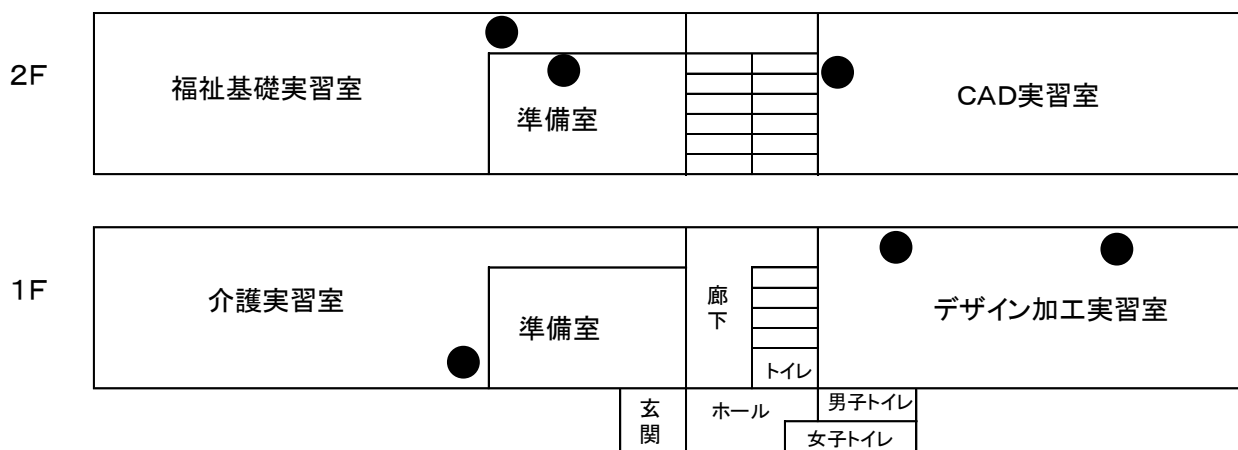
(2) 普通教室棟



(3) 特別教室棟

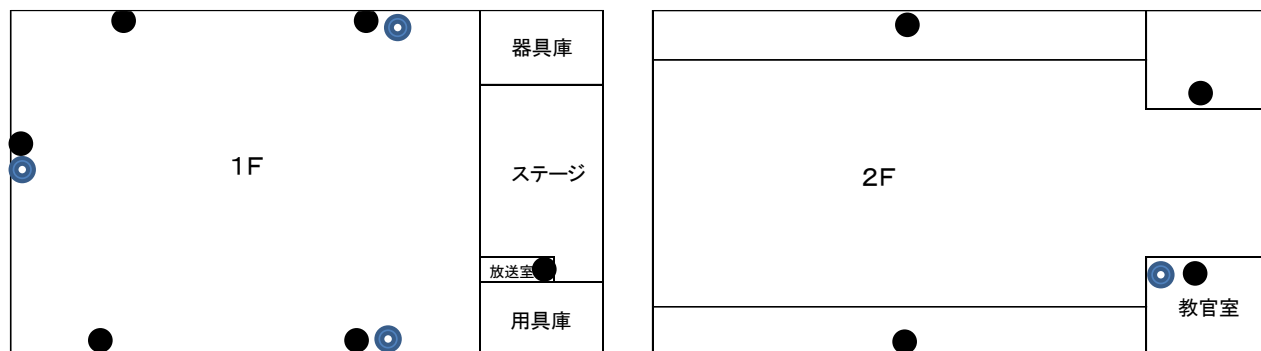


(4) 総合学科実習棟

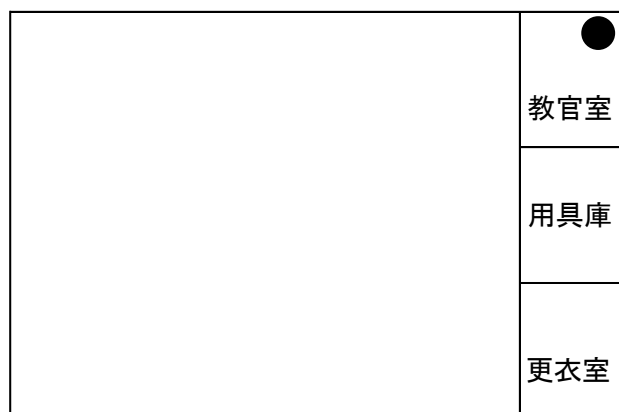


(5) その他

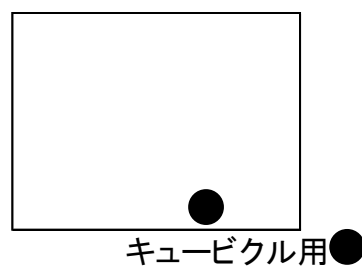
① 体育館



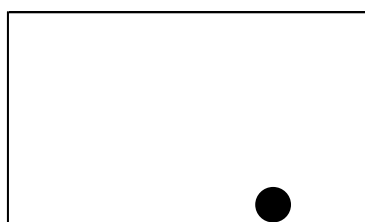
② 武道場



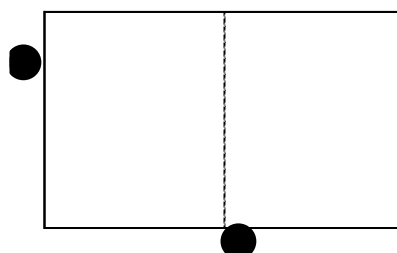
③ 変電室



④ L P G庫（普通棟用）・ポンプ室



⑤ 管理棟用



三重県立あけぼの学園高等学校

「暴風警報」発表時の対応について

台風時等に「暴風警報」が発表された場合は、原則として以下のように対応してください。

- 1 午前6時30分段階において、伊賀地域に「暴風警報」が発表されている場合は、臨時休校とします。
→ 登校せず自宅待機をしてください。
※ その後、警報が解除されても臨時休校とします。専用バスは運行しません。
※ 伊賀地域以外から通学する生徒は、自宅の地域に「暴風警報」が発表されているときは、自宅で待機してください。
※ 地域的要因や交通機関の運休等で登校できなかつたり、通学に相当な危険性が予測される場合、各家庭で判断して登校を見合わせるなどの対応をしてください。

※ JRの運休時に代行バス輸送が実施されていても、代行バスの運行には不確定要素が多いことから、登校は見合わせてください。
- 2 登校時に、伊賀地域および自宅の地域に「暴風警報」が発表された場合、登校せず、安全であるかを判断し、十分気をつけて帰宅してください。
- 3 始業後に「暴風警報」が発表された場合は、原則として授業を中止し下校とします。
ただし、列車やバス時刻等の関係で速やかに下校できないときや、道路状況などによって安全に下校できないと判断されるときには、安全が確保されるまで学校待機とします。
- 4 「暴風警報」以外の警報・注意報が出されている場合は、原則として平常授業を行います。
※ 当日は、ラジオ・テレビ等のニュースに十分留意してください。
※ JRや三交バスで運休・遅れがある場合、駅等での連絡などをよく聞いて、各自適切な判断をしてください。
- 5 台風等が通過した翌日等に、「公共交通機関」の運休等が発表された場合は、原則として以下のように対応してください。
(1)「運休」「運転見合わせ」の場合は、自宅待機をして、その後代行バスの運転や、運行再開になった場合は登校してください。
(2)「遅延」の場合は、「遅延届け」をもらって登校してください。
- 6 これら以外にも重大な災害が起こるおそれが著しく大きい、「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」の特別警報が発表された場合、上記に準じて行動してください。
- 7 学校からの情報は、「学校 - 家庭連絡システム (スグール)」により配信しますので、登録をお願いします。なお、登録については別紙を参照してください。

【緊急連絡先】あけぼの学園高等学校

1 年次担任 : 0595-45-7134

2 年次担任 : 0595-45-7135

3 年次担任 : 0595-45-7136

職員室 (教頭) : 0595-45-3032

事務室 : 0595-45-3050

危機管理の連携体制

三重県立あけぼの学園高等学校

<事故の正確な把握>

・いつ

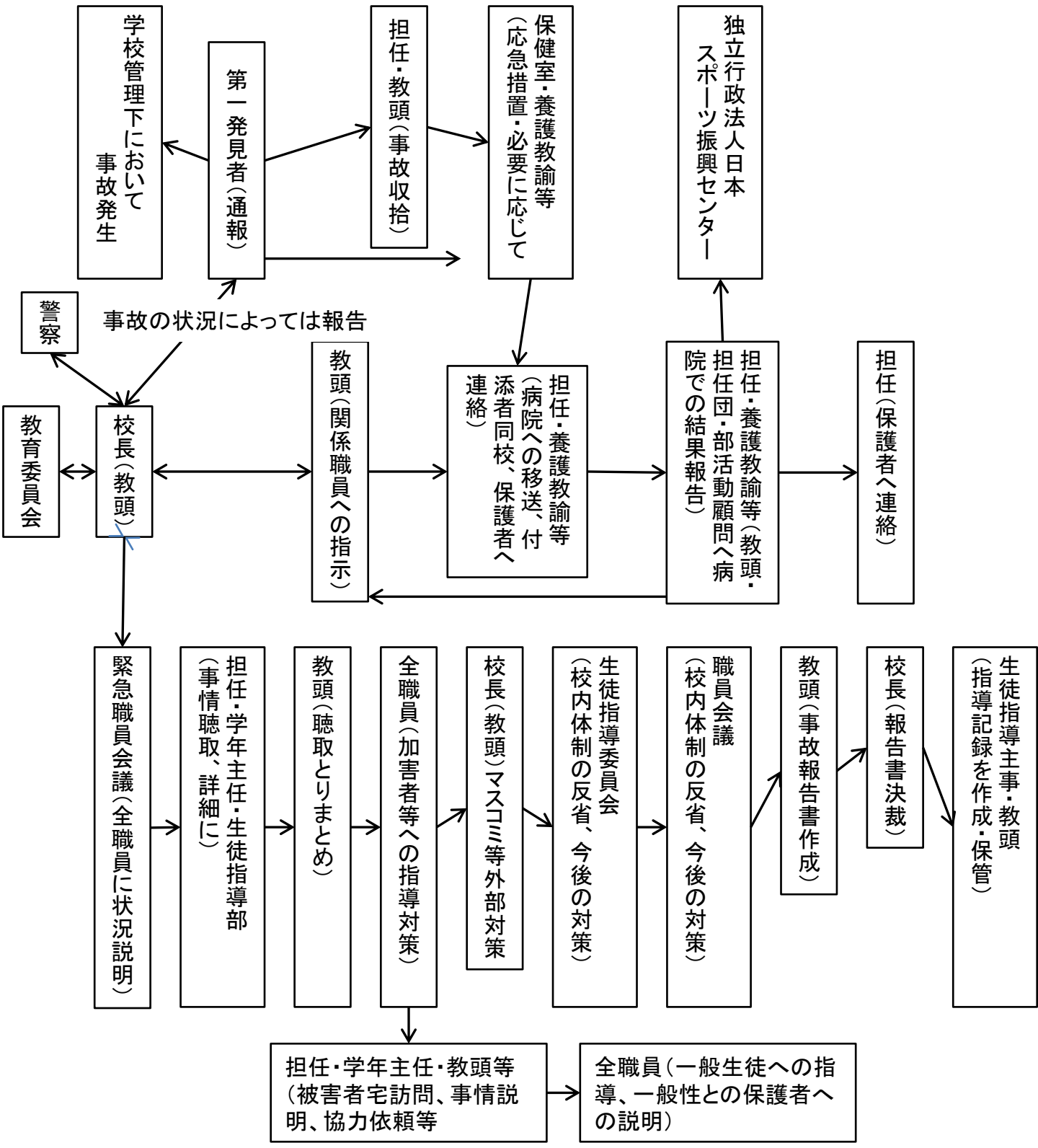
・どこが

・どうなったのか

・何をしていた

・どこで

・だれが



不審者侵入時の危機管理マニュアル

三重県立あけぼの学園高等学校

1 日頃からの備え（主担当者）

- （１）校門の防犯カメラ設置及び時間外の施錠管理
- （２）出入り口の適切な管理（事務部）
- （３）受付でチェック（事務部）
 - ア 案内看板の設置
 - イ 来校者にビジターカードの着用を依頼
- （４）校舎内外の巡視（生徒指導部）
- （５）防犯のための設備の整備（教頭）

2 もし不審者が侵入したら

立ち入りの正当な理由があるかどうか確認 → 正当な理由があれば受付へ

- （１）正当な理由がなければ退去を求める
 - ア 言葉や相手の態度に注意し丁寧に説得
 - イ 複数の教職員で対応
- （２）危害を加える恐れがあるかどうか判断する
 - ア 凶器や不自然な持ち物を持っていないか
 - イ 暴力的な言動はないか

危害を加える恐れがないと判断できる場合 → 再び丁寧に退去を求める
- （３）危害を加える恐れがある場合 【隔離・通報する】
 - ア 別室に案内し隔離（発見者・全教職員で対応）
 - イ 暴力行為抑止と退去の説得
 - ウ １１０番通報（事務部）
 - エ 教職員への緊急連絡（事務部）
 - オ 県教育委員会へ緊急連絡（事務部）
- （４）危害を加える恐れがある場合 【隔離できない場合】

教職員の役割分担

 - ア 全体指揮・外部との対応（校長・教頭）
 - イ 不審者への対応（発見者、生徒指導部）
 - ウ 避難誘導・安全確保（授業担当者、担任）
 - エ 電話通報・校内放送（事務部）・・・不審者に気づかれない文例
 - オ 保護者への連絡（教務部）
 - カ 応急手当（養護教諭、保健部）
 - キ 校内巡視（進路部）

保護者への生徒の引き渡しについて

1 保護者等との連絡

- (1) 被害が大きければ大きいほど、情報網は混乱し、保護者への連絡は困難を極め、時間もかなり要するものと予想される。教職員は冷静かつ俊敏に判断・行動することが大切である。
- ア 生徒の点呼・安全確認後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取る。
【その際、連絡が取れた保護者とそうでない保護者をきちんと把握する】
- イ 保護者への連絡とともに、教育委員会及び災害対策本部へ生徒の安全確認及び引き渡しの実施について連絡する。
- ウ 二次避難を行う場合は、災害対策本部や教育委員会及び生徒の保護者にその旨を連絡する。電話等の不通等により連絡がつかない場合は、状況により学校に連絡要員を残すか、二次の避難先を校門等に掲示するとかの方法をとる。

2 生徒の引き渡し

- (1) 保護者に直接引き渡す場合は、引き渡しカード等に所定の事項を記入したうえで、保護者及び教職員が確認署名を行う。
- (2) 保護者と連絡が取れない理由等で引き渡しができない場合については、学校において保護するものとする。その際、生徒の個人情報についてプライバシー保護等に配慮しつつ、精神的ケアに努める。

3 あけぼの学園高等学校生徒引き渡しカード

	年組番
生徒名	
保護者名	
住所	
自宅電話番号及び携帯番号	自宅 携帯電話
受取人名 (保護者と違う場合、 続柄、住所、電話番号)	
引き渡し場所 (どちらかに○を。 二次避難場所は () 内に名称)	あけぼの学園高等学校 二次避難場所 ()
引き渡し確認 教員名	

あけぼの学園高等学校安全計画(※ホームルーム活動の欄) ◎…1単位時間程度の指導 ●……短い時間の指導

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
安 全 学 校 教 育	国語	・落ち着いて他人の話を聞く姿勢 (公共) 青年期の諸課題について (政経) 民主政治の基本原則	・落ち着いて他人の話を聞く姿勢 (公共) 人間としての生き方・在り方(尊厳死・安楽死について考える)	・自己をとりまく環境について考える (地理総合) 世界の気候問題について考える (政経) 自由に生きる権利、平等に生きる権利、社会権、新しい人権	・自己をとりまく環境について考える (公共) 地情報化社会におけるモラルについて (地理総合) 世界の生活文化の多様性について	・円滑なコミュニケーションを図る (地理総合) 地球環境問題について考える (歴史総合) 近代化と現代的な諸課題について(開発と保全について)	・円滑なコミュニケーションを図る (公共) 住民自治と政治参加、住民福祉について (地理総合) 世界の人口・食糧問題について	・法律用語など社会で役立つ語句を学ぶ (地理総合) 世界の都市・居住問題について (公共) 金融商品のリスクについて	・法律用語など社会で役立つ語句を学ぶ (公共) クレジットカードの仕組み、契約について (歴史総合) 国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題(対立・強固について)	・命の尊さについて考える (政経) 国際社会における諸課題の探求 SDGsの実現に向けて	・命の尊さについて考える (地理総合) 日本の自然環境と防災について	・命の尊さについて考える (公共・地理総合) 持続可能な地域づくりについて	
	数学	危険度の統計的推測	物体の落下(2次関数)	降水確率	速度制動距離	出生率	物体の運動量と衝撃	霧と視界	日没時間と事故の関係	強風が自転車運転に及ぼす影響	凍結と摩擦	睡眠時間と事故	
	科学と人間生活	序章「科学の技術の発展」 第1章 物質の科学 第2節 衣料と食品	第1章 物質の科学 第2節 衣料と食品	第Ⅱ章 生命の科学 第1節 ヒトの生命現象	第Ⅱ章 生命の科学 第1節 ヒトの生命現象 第2節 微生物とその利用	第Ⅱ章 生命の科学 第2節 微生物とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第1節 熱の性質とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第1節 熱の性質とその利用	第Ⅲ章 熱や光科学 第2節 太陽と地球	第Ⅳ章 地球や宇宙の科学 第2節 太陽と地球	第Ⅳ章 地球や宇宙の科学 第1節 自然景観と自然災害	第Ⅴ章 これからの科学と人間生活	
	化学基礎	序章 化学の特徴 第1編 物質の構成と化学結合 第1章 物質の構成	第1編 物質の構成と化学結合 第1章 物質の構成 第2章 物質の構成粒子	第1編 物質の構成と化学結合 第2章 物質の構成粒子 第3章 粒子の結合	第1編 物質の構成と化学結合 第3章 粒子の結合	第1編 物質の構成と化学結合 第3章 粒子の結合	第2編 物質の変化 第1章 物質量と化学反応式	第2編 物質の変化 第1章 物質量と化学反応式	第2編 物質の変化 第2章 酸と塩基の反応	第2編 物質の変化 第2章 酸と塩基の反応 第3章 酸化還元反応	第2編 物質の変化 第3章 酸化還元反応	終章 化学が拓く世界	
	保健体育、生涯スポーツ	・体育施設・用具の安全点検 ・既往症の把握 ・体力テストの実施	・定期健康診断の結果からの自己分析 ・体育施設・用具の安全点検	・発汗作用について ・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(理)怪我や熱中症の予防	・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検 ・(保)健康と運動 ・体育施設・用具の安全点検 ・体育大会準備、体育大会の安全	・体力について ・体育施設・用具の安全点検	・冬季スポーツの意義 ・体育施設・用具の安全点検	・生徒の健康状態把握 ・体育施設・用具の安全点検	(保)応急手当 ・体育施設・用具の安全点検	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検		
	英語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	英語を通じてのコミュニケーション能力の向上	読み物を通して、多文化共生について考える	読み物を通して、多文化共生について考える	読み物を通して、多文化共生について考える	読み物を通して、多文化共生について考える	
	介護福祉基礎、社会福祉基礎、生活支援技術	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	・介護実習室、用具の安全点検 ・実習室、道具の安全な使い方 ・実技に対する安全の確認	
	情報、文書処理、情報処理	情報の信頼性(1)	情報の信頼性(2)	情報の信頼性(1)	情報の信頼性(2)	情報の保護(1)	情報の保護(2)	情報のセキュリティ(1)	情報のセキュリティ(2)	個人の責任(1)	個人の責任(2)	ネットワーク利用の心構えのまとめ	
	中国語	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	多様な文化やその背景を知る	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	中国語を用いたコミュニケーション能力の向上	多文化共生について考える	多文化共生について考える	多文化共生について考える	多文化共生について考える	
	家庭基礎						・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	
全 面 的 指 導	フードデザイン、和・洋菓子実習、製パン実習	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	・調理器具等の安全な扱い方 ・包丁等の本数確認 ・火元の確認	
	服飾手芸、ファッション造形基礎、ファッション造形	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	・被服製作に関わる道具の安全な扱い方 ・ハサミ等の本数確認	
	美容実習	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	
	セラミックアート、造形加工	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	・道具の安全な使い方	
安 全 指 導	1年ホームルーム活動	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車の点検と整備 ●部活動と健康管理について	◎考査と健康管理について ◎地震と安全 ◎いのちの講話の実施 ◎不審者情報に関する対応、警報発令時の対応	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方	◎登校指導について ◎地震災害対策 ●台風など災害に関する対応 ◎いのちの公演の実施 ◎防災訓練の実施 ●クラスマッチにかかる安全指導	◎後期始業時における健康管理 ◎登校指導 ◎人権LHRの実施	◎文化祭における火気取り扱いについて ◎登校指導 ●考査前における体調管理について ◎フィールドワークの実施	◎職業体験実施における安全確認 ◎火災予防と防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について	◎成果発表における製作時の危険確認 ●急な運動などの危険性について	◎登校指導 ●規律正しい生活	◎春休みの生活と安全 ●●●クラスマッチにかかる安全指導 ◎校内美化の実施(危険物がなければの確認) ●今年度活動の評価とまとめ	
	2年ホームルーム活動	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車のカギの徹底について ●部活動と健康管理について	◎考査と健康管理について ◎地震と安全 ◎修学旅行における緊急時の対応について ●台風など災害に関する対応、警報発令時の対応	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方 ◎校内美化の実施(危険物がなければの確認)	◎登校指導について ◎地震災害対策 ●台風など災害に関する対応 ◎防災訓練の実施 ●クラスマッチにかかる安全指導	◎後期始業時における健康管理 ◎登校指導 ◎人権LHRの実施	◎文化祭における火気取り扱いについて ◎登校指導 ●考査前における体調管理について ◎危険予測訓練 ◎インターンシップにおける安全教育	◎火災予防と防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について ◎修学旅行時の安全教育	◎成果発表における製作時の危険確認 ●急な運動などの危険性について	◎登校指導 ●規律正しい生活	◎自宅学習中の心得について。	
	3年ホームルーム活動	◎自転車通学に関して ●通学時の安全確認 ●学校生活での危険箇所の確認 ●不審者情報の知らせ ●防災体制の役割を決める	◎登校指導について(マナーなど) ●自転車のカギの徹底について ●部活動と健康管理について ●救急救命講習	◎考査と健康管理について ◎地震と安全 ◎人権LHRの実施 ◎台風など災害に関する対応、警報発令時の対応	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●夏季休業中のアルバイトにおける危険について ●夏季休業の過ごし方	◎登校指導について ◎地震災害対策 ●台風など災害に関する対応 ◎防災訓練の実施 ●クラスマッチにかかる安全指導	◎後期始業時における健康管理 ◎登校指導 ●運転免許取得に関わる諸注意事項について ●体育大会にかかる安全指導	◎文化祭における火気取り扱いについて ◎登校指導 ●遠足にかかる安全指導 ●考査前における体調管理について	◎文化祭における火気取り扱いについて ◎火災予防と防災避難訓練 ●災害時の自分の役割について ◎校内美化の実施(危険物がなければの確認) ◎人権LHRの実施	◎成果発表における製作時の危険確認 ●金融教育について	◎登校指導		◎卒業証書授与式 ●●●クラスマッチ ●外部講師による講演 ●離任式、終業式 ●春休みの諸注意
	主な学校行事	・着任式、始業式 ・入学式 ・対面式、全校集会 ・1年オリエンテーション ・スポーツテスト ・身体計測 ・定期検診 ・クラブ結成	・定期検診	・校外研修 ・個人面談	・全校集会 ・夏休みの諸注意 ・交通講話 ・保護者会 ・定期健康診断	・防災避難訓練 ・終業式 ・クラスマッチ	・始業式 ・人権LHR(全年)	・文化祭 ・進学説明会兼高校生活入門講座 ・インターンシップ(2年)	・全校集会 ・フィールドワーク(1年) ・インターンシップ(2年) ・研修旅行(3年) ・修学旅行(2年)	・全校集会 ・総合学科成果発表会			
全 面 的 指 導	個別指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・自転車通学許可、自転車の点検	・昇降口指導 ・校内巡視 ・健康診断の事後指導 ・治療の意味と必要性について	・昇降口指導 ・校内巡視 ・健康診断の事後指導 ・健康相談	・昇降口指導 ・校内巡視 ・校外安全指導 ・健康相談	・昇降口指導 ・校内巡視 ・校外安全指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・自動車免許取得の手続き	・昇降口指導 ・校内巡視 ・校外安全指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・健康相談 ・臨時健康診断	・昇降口指導 ・校内巡視 ・校外安全指導 ・臨時健康診断	・昇降口指導 ・校内巡視 ・校外安全指導	・昇降口指導 ・校内巡視 ・健康相談	
	部活動	・新入部員オリエンテーション ・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・合宿・遠征の安全 ・部室の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・部室の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備 ・活動場所の安全点検 ・部室の安全点検
安 全 管 理	対人管理 学校生活の安全管理	・保健委員会 ・安全指導点検 ・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立	・保健委員会	・保健委員会 ・安全指導点検 ・学校関係者評価委員会	・校内競技大会の安全対策 ・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行実行委員会 ・長期休業前生活指導	・保健委員会 ・修学旅行実行委員会 ・安全指導点検	・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行検討委員会 ・修学旅行実行委員会 ・学校関係者評価委員会	・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行実行委員会 ・修学旅行実行委員会 ・学校関係者評価委員会	・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行実行委員会 ・修学旅行実行委員会 ・防災避難訓練の徹底 ・長期休業前生活指導	・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行実行委員会 ・修学旅行実行委員会 ・学校関係者評価委員会	・保健委員会 ・安全指導点検 ・修学旅行実行委員会 ・修学旅行実行委員会 ・学校関係者評価委員会	・校内競技大会の安全対策 ・保健委員会 ・長期休業前生活指導	
	対物管理 学校環境の安全点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・消防設備等点検 ・エレベーター定期点検 ・高架水槽・受水槽清掃	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・照度検査 ・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検 ・簡易専用水道検査	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検 ・建築基準法定期点検	・電気設備点検 ・エレベーター定期点検	・電気設備点検 ・消防設備等点検 ・今年度の安全点検活動の評価 ・生徒用机・いすの点検整備 ・次年度の計画立案
学校安全に関する組織活動		・春の交通安全運動 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第1回主任会) ・登校指導(駅指導)	・PTA総会 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第1回生徒指導連絡協議会) ・登校指導(駅指導)	・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第2回主任会) ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会(第1回) ・登校指導(駅指導)	・MSPC伊賀地区学校警察連絡協議会 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会 ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第3回主任会) ・夏祭り街頭指導 ・保護者面談週間 ・登校指導(駅指導)	・PTA全体懇談会 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第3回生徒指導連絡協議会) ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会(第2回伊賀地区) ・登校指導(駅指導)	・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第4回主任会) ・登校指導(駅指導) ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会(第2回伊賀地区) ・登校指導(駅指導)	・MSPC伊賀地区学校警察連絡協議会 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第4回生徒指導連絡協議会) ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会(第3回) ・登校指導(駅指導)	・年末の交通安全運動 ・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第5回主任会) ・登校指導(駅指導)	・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第5回生徒指導連絡協議会) ・登校指導(駅指導)	・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会(第6回主任会) ・登校指導(駅指導)	・伊賀地区高等学校生徒指導連絡協議会 ・登校指導(駅指導) ・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案	

熱中症対策ガイドライン

三重県立あけぼの学園高等学校

令和４年７月

令和５年８月１７日 改訂

もくじ

1. 熱中症と思われる症状が見られたら	20
-------------------------------	----

観察のポイント

症状と対応について

熱中症発生時の対応

2. 熱中症を引き起こす原因	22
--------------------------	----

熱中症を引き起こす3つ要因

3. 熱中症を予防する方法	24
-------------------------	----

4. WBGT 計の活用	25
------------------------	----

(1) 暑さ指数 (WBGT) とは

(2) 暑さ指数 (WBGT) の測定方法

(3) 暑さ指数 (WBGT) に応じた行動指針 (日本スポーツ協会)

5. 熱中症警戒アラートについて	26
----------------------------	----

6. 各種行事等の開催について	27
---------------------------	----

参考

(1) 熱中症の応急処置	29
------------------------	----

(2) WBGT 計 調査票	30
--------------------------	----

(3) 学校活動における熱中症死亡事故防止に係る Q&A について	
-----------------------------------	--

. 31

1. 熱中症と思われる症状が見られたら・・・

日頃の教育活動の中で、生徒が熱中症を疑う症状を訴えたとき、私たちは何をすべきでしょうか？直ちに、活動を中止し、以下のポイントに注意して、生徒の観察をしましょう。

観察のポイント

- ・意識の有無、顔色、呼吸、脈拍をすばやく観察
- とくに、口の中の症状が見られた場合、熱中症の疑いがあります。

めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛
吐き気、嘔吐、倦怠感、意識障害、けいれん、高体温等

症状と対応について

現場での初期対応→ 症状の程度に応じて、対応を行なう。安全を確保し、体を冷やす。



重症度Ⅰ度
(軽症)

- 意識ははっきりしている
- 手足がしびれる
- めまい、立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある(痛い)

現場で対応し経過観察

涼しい場所へ避難して服をゆるめ体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。誰かがついて見守り、良くならなければ、病院へ。



水分をとれる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにする。



重症度Ⅱ度
(中等症)

- 吐き気がする・吐く
- 頭ががんがんする(頭痛)
- からだがだるい(倦怠感)
- 意識が何となくおかしい

医療機関を受診

すみやかに医療機関を受診しましょう。



水を飲むことができない、休んでも回復しない場合は、医療機関へ



重症度Ⅲ度
(重症)

- 意識がない
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- からだがひきつる(けいれん)
- まっすぐ歩けない・走れない
- からだが熱い

救急車要請

救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却しましょう。



意識障害が疑われる重症の場合は、学校現場では、水道につないだホースで全身に水をかけ続ける方法が推奨されています。

《熱中症発生時の対応》

対応のながれ	管理職	教職員	生徒
〈発生時の危機管理〉 ○児童生徒の救護、状況確認、安全確認 ○危機管理体制構築 ○関係者への対応	・状況把握 ・救急体制の指示（救急車要請等） ・事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示 ・救急搬送の場合は、第1報を件教育委員会に電話報告。以後必要であれば状況報告し助言を受ける ・当該生徒の保護者に、容態、状況、学校の対応等について説明 ・他の教職員への状況説明 ・事故の程度、状況により警察への連絡	・熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当 ・管理職に事故発生の報告 ・救急車対応が必要な場合は、直ちに手配 ・救急車に同乗、医療機関に同行し、事故発生状況や応急手当等について医師に説明 ・該当生徒の保護者への連絡 ・状況を管理職に報告 ・他の生徒の健康観察	・教職員の指示に従う
〈事後措置〉 ○該当生徒、保護者への対応 ○再発防止への取組 ○事故報告書	・管理職が教職員を代表して、誠意ある対応 ・災害共催給付の手続き等の説明を指示 ・発生原因を究明し、再発防止への取組 ・県教育委員会への報告書提出	担任、顧問等が家庭を見舞うなど、生徒、保護者に誠意ある対応 ・災害共催給付等の手続きについて、保護者に説明 ・未然防止について生徒への指導	

※学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（環境省・文部科学省）P35 及び
学校管理下における危機管理マニュアル（令和4年4月改訂・三重県教育委員会）P46
を参照し、本校で作成

2. 熱中症を引き起こす原因

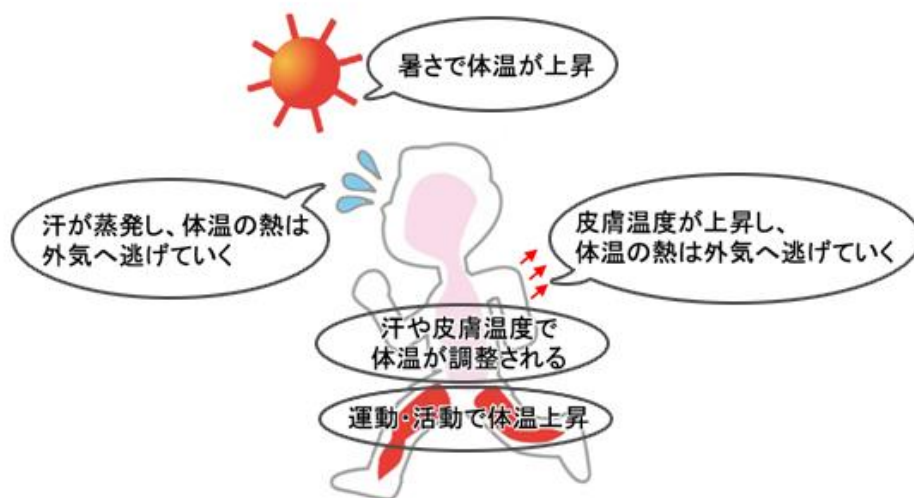
熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるものが考えられます。

「環境」の要因は、気温が高い、湿度が高い、風が弱いなどがあります。

「からだ」の要因は、激しい労働や運動によって体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分に対応できないことなどがあります。その結果、熱中症を引き起こす可能性があります。

人間の身体は、平常時は体温が上がっても汗や皮膚温度が上昇することで体温が外へ逃げる仕組みとなっており、体温調節が自然と行われます。

平常時の体温調整反応

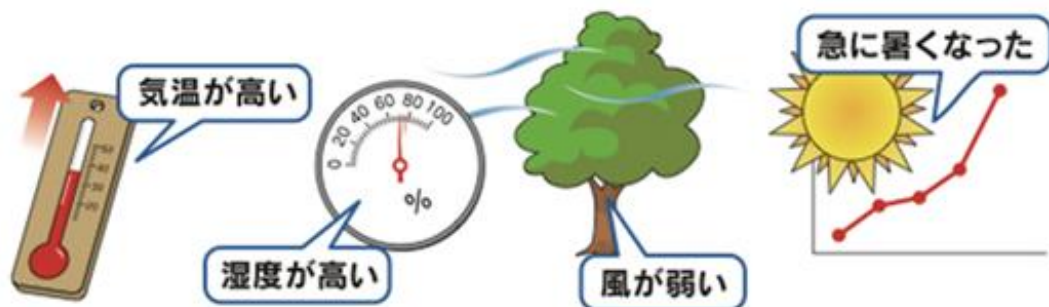


・要因その1 環境

- ・気温が高い
- ・湿度が高い
- ・風が弱い

- ・日差しが強い
- ・閉め切った屋内
- ・エアコンの無い部屋

- ・急に暑くなった日
- ・熱波の襲来



・要因その2 からだ

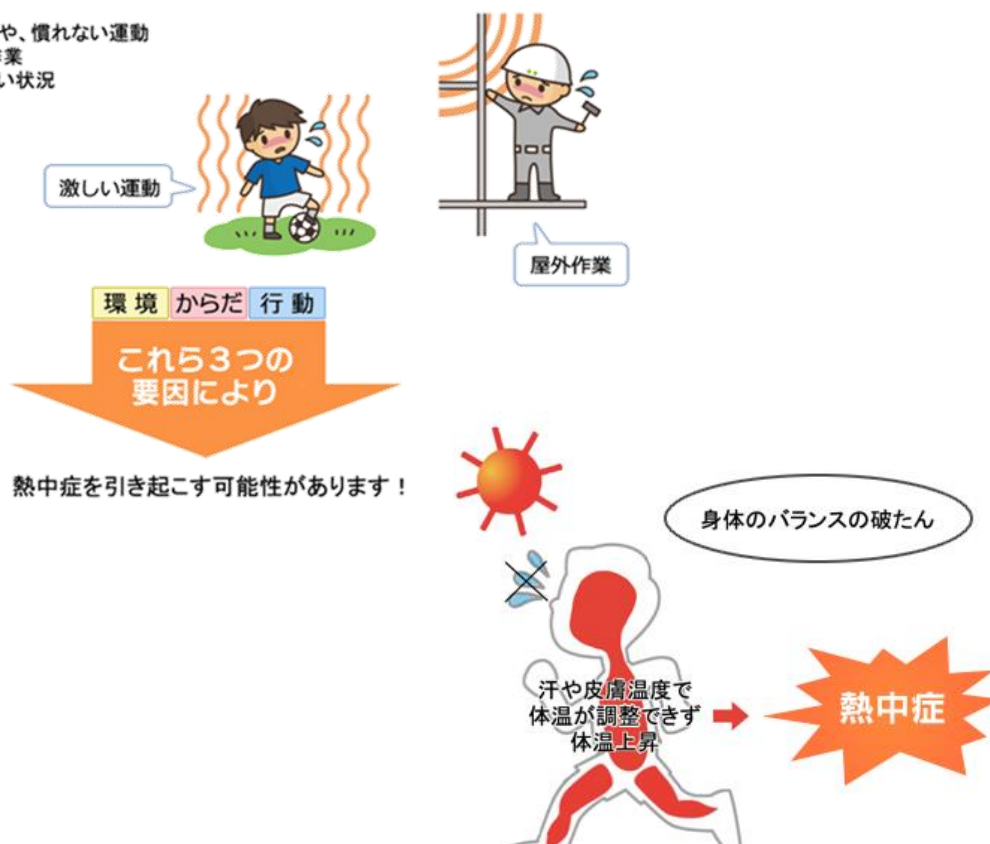
- ・高齢者や乳幼児、肥満の方
- ・糖尿病や精神疾患といった持病
- ・低栄養状態

- ・下痢やインフルエンザでの脱水状態
- ・二日酔いや寝不足といった体調不良



要因その3 行動

- ・激しい筋肉運動や、慣れない運動
- ・長時間の屋外作業
- ・水分補給できない状況



3. 熱中症を予防する方法

環境省予防情報サイト 熱中症の基礎知識より

- 屋外で活動する場合は、日陰で休憩が取れる場所を確保する。
- いつでも飲むことができる、冷たい飲料を準備する。
- 個人の体調観察を行う（事前、活動中、事後）
- 一緒に活動する生徒には、お互いの様子に注意して、声を掛け合うよう指導する。
- 学校の体育の授業や運動部活動では、マスク着用の必要はないことから、生徒の間隔を十分に確保し、活動を行う。

出典：環境省・文科省 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き P13 参照・改編

4. WBGT 計の活用

(1) 暑さ指数 (WBGT) とは・・・ 熱中症の危険度判断する環境条件の指標

(2) 暑さ指数 (WBGT) の測定方法

○黒球を日射に当てる (黒球が陰にならない)

○地上から 1.1 m 程度の高さに、壁などの近く

を避けながら測定する。

○値が安定してから (10 分程度) 測定値を読み

取る。

出典：環境省・文科省

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き P18



(3) 暑さ指数 (WBGT) に応じた行動指針

(参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」)

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT) による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{*1}	日常生活における注意事項 ^{*1}	熱中症予防運動指針 ^{*2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

^{*1} 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

^{*2} 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

・指数に満たない場合においても生徒観察の中で様子がおかしいと感じた際は、すぐに運動をやめ、涼しい場所へ移動するなど適切な対応をすること。

5. 熱中症警戒アラートについて

○令和3年4月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」を新たに全国で開始しました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に発表されます。発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

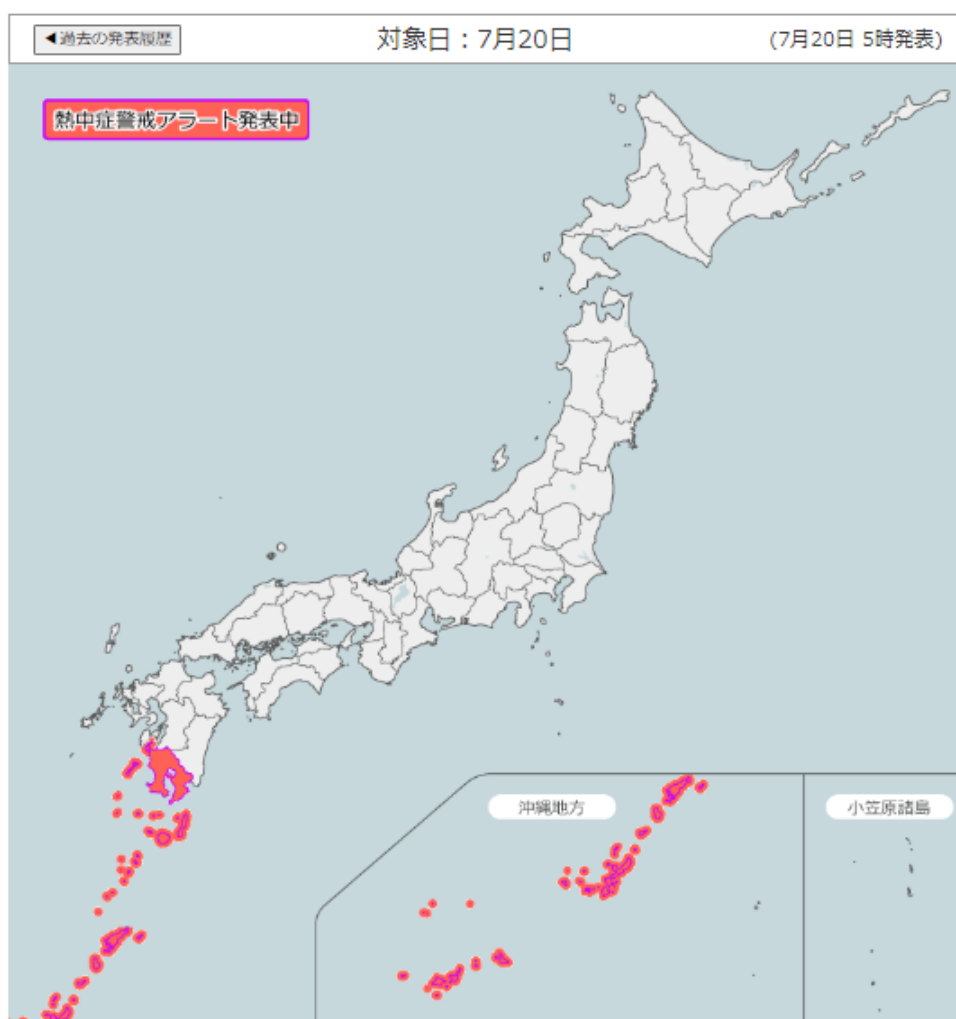
○環境省のホームページから、「メール配信サービス（無料）」が利用できる。



PC・スマートフォン

<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

熱中症警戒アラートの発表状況



九州南部・奄美			
宮崎	鹿児島（奄美地方除く）	鹿児島（奄美地方）	
沖縄			
沖縄（沖縄本島地方）	沖縄（大東島地方）	沖縄（宮古島地方）	沖縄（八重山地方）

6. 各種行事等の開催について

○「熱中症アラートの発令」等、熱中症の発生が予測される場合、以下の通り対応する。

1. 学校行事の場合は、行事の主担当者が WBGT 計により、行事開始前に数値を確認する。

(1) 開始前の段階で、WBGT 計が 31℃を超える場合。

- ①運動は中止とします。
- ②開催の延期を検討し、管理職に相談 → 対応を決定。
- ③必要に応じて、安心メール等で保護者へ連絡を行う。

(2) 行事中に、WBGT 計が 31℃を超える場合

- ①行事を中止し、生徒を涼しい環境へ移動させ、健康状態を確認する。
- ②その後、WBGT 計を注視しつつ、下がらない場合は、行事の実施方法の変更を検討する。
- ③安全な方法で実施ができる場合は、変更して継続する。
- ④実施の継続が難しい場合は、中止または延期を検討し、管理職に相談 → 対応を決定。
- ⑥必要に応じて、安心メール等で保護者へ連絡を行う。

(3) 活動場所の WBGT 計が 28℃以上 31℃未満の場合

- ①熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて行事は中止する。

2. 校外での活動の場合は、移動先の環境（日陰、飲料水の確保が可能等）を事前に確認するとともに、学校所有の WBGT 計により、暑さ指数を計測する。

(1) 開始前に 31℃を超える環境の場合

- ①運動を中止します。
- ②生徒を日陰に移動させ、体調確認を行う。
- ③大会等の主催者がある場合は、その方針に従う。その他の場合は、安全な方法での実施を検討し、可能な場合は、変更して継続する。
- ④実施の継続が不可能な場合は、活動を中止する。その際、生徒が安全に下校できる状況を優先し、活動の変更を決定する。
- ④主担当者は、必要に応じて管理職に状況を報告する。
- ⑤必要に応じて、保護者へ連絡を行う。

(2) 活動中に 31℃を超える環境の場合

①一旦活動を中止し、生徒を日陰に移動させ、体調確認を行う。

主催者がある場合は、その指示に従う。

②安全な方法（活動内容の変更により日陰で活動ができる。空調の効いた環境で活動ができる等）で実施ができる場合は、変更して継続する。

③環境が変わらない場合は、WBGT 値に注視しつつ、数値が下がらない場合は、活動の中止を検討する。その際、生徒が安全に下校できる状況を優先し、活動の変更を決定する。

④主担当者は、必要に応じて管理職に状況を報告する。

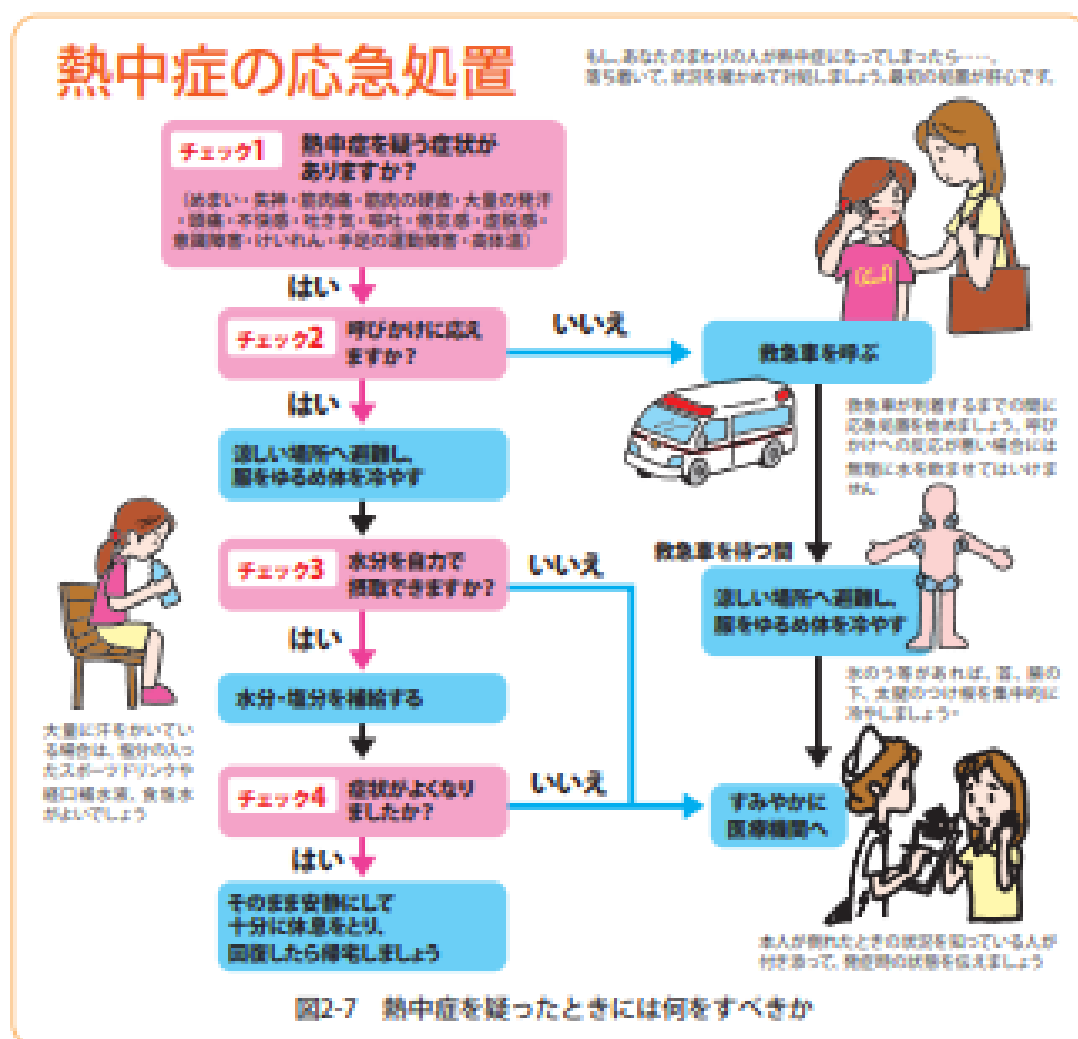
⑤必要に応じて、保護者へ連絡を行う。

(3) 活動場所の WBGT 計が 28℃以上 31℃未満の場合

①熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて活動は中止する。

熱中症計





*スポーツや激しい作業・労働等によって起きる労作性熱中症の場合は、全身を冷たい水に浸す等の冷却法も有効です。

コラム “どこを冷やすか？”

文中やイラストでも示しているように、体表近くに太い静脈がある場所を冷やすのが最も効果的です。なぜならそこは大量の血液がゆっくり体内に戻っていく場所だからです。具体的には、頭部の両側、腋の下、足の付け根の前部（鼠径部）等です。そこに保冷剤や氷枕（なければ自販機で買った冷えたペットボトルやかち割り水）をタオルでくるんで当て、皮膚を通して静脈血を冷やし、結果として体内を冷やすことができます。冷やした水分（経口補水液）を摂らせることは、体内から体を冷やすとともに水分補給にもなり一石二鳥です。また、濡れタオルを体にあて、扇風機やうちわ等で風を当て、水を蒸発させ体と冷やす方法もあります。

熱が出た時に顔の頬に市販のジェルタイプのシートを張っているお子さんをよく見かけますが、残念ながら体を冷やす効果はありませんので、熱中症の治療には効果はありません。

WBGT 計 調査票

WBGT値 調査票 () 年 () 月 測定者 ()

	測定場所				措置
1 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
2 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
3 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
4 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
5 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
6 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
7 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
8 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
9 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
10 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
11 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
12 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
13 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				
14 日 ()	時 分				
	時 分				
	時 分				

以下、学校教育活動における熱中症死亡事故防止について（通知）より

（令和5年8月4日 保健体育課長、生徒指導課長、高校教育課長、特別支援教育課長より発出）

学校教育活動における熱中症事故防止に係るQ & Aについて

Q 1 これまでの内容と何が変わったのか

A 1 WBGT（暑さ指数）が31℃以上の時、「運動は原則中止」としていましたが、「原則」を削除しました。また、WBGTが28℃以上31℃未満の時、「激しい運動は中止」としていましたが、「必要に応じて運動は中止」としました。

Q 2 WBGTが31℃以上の時は、部活動は中止か。練習試合や合同練習もその対象になるか。

A 2 運動は中止してください。通常の練習だけでなく、練習試合や合同練習も対象になります。運動の実施を考える際には、WBGTが31℃未満になる場所で活動する等の工夫が必要になります。

Q 3 今回の通知は厳しいのではないか。

A 3 最高気温35度以上の日が続き、県内でも「熱中症警戒アラート」が発令され、他県では中学生の死亡事案（熱中症疑い）が発生しています。生徒の命に関わることであることから、命を守ることを最優先した対応をしていただく必要があります。

Q 4 各種大会は、開催できるということで良いか。

A 4 各種大会は、大会主催者の判断で実施されます。大会に参加する場合は、主催者の指示に従ってください。

Q 5 熱中症警戒アラートが発出されているときは、運動はできないか。

A 5 熱中症警戒アラートは、県予報区内の暑さ指数予測点のいずれかにおいて、WBGTが33℃を超えると予想された前日の17時頃、当日の5時頃に発表されます。活動場所のWBGTを測定し、活動場所のWBGTが31℃未満であれば、運動は可能になります。

Q 6 暑い日が続くと、運動は行えないことになるがいかがか。

A 6 WBGTを測定し、31℃未満となる早朝や、夕方の涼しい時間帯に運動を行うことなど、工夫していただく必要があります。

Q 7 涼しいところでこまめに休憩し、水分補給も適切に行うようしても、WBGTが31℃以上の場合は、活動は中止か。

A 7 WBGTが31℃以上の場合は、運動を中止してください。

Q 8 1 (2)「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」の「必要に応じて」とはどういった場合のことであるのか。

A 8 「必要に応じて」は①生徒に疲労がたまっている場合、②部活動を開始後、気温が上がり暑さ指数が高くなることが予想される場合などです。

また、暑さに弱い生徒、普段から運動をしていない生徒、暑さに慣れていない生徒などに対しては、練習メニューを変更するなど、個別の対応が必要です。

Q 9 「2 学校における体制整備」は、これまで保健体育課から発出してきた内容と同じで良いか。

A 9 同じです。再確認いただくため、記載しました。

Q 1 0 2 (1) 活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数(WBGT)を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。の「活動時間ごと」とはどういう意味か。

A 1 0 部活動は数時間、活動を行うことから、活動前の測定だけではなく、気温の上昇などが考えられることから、こまめに測定を行うことが必要です。測定の頻度については、WBGT上昇の状況に応じて適宜ご判断ください。

Q 1 1 WBGT計の不足分は県で購入してもらえるのか。

A 1 1 安価な物も販売されているので、学校運営費で必要数を購入し、適切に運用してください。

Q 1 2 暑さ指数計がない場合には、どうしたらよいか。

A 1 2 環境省が熱中症予防情報サイトで日本各地の暑さ指数の実測値や測定値を公開しています。目安とすることはできますが、安価な物も販売されているので、学校運営費で必要数を購入し、適切に運用してください。

Q 1 3 暑さ対策で、練習時間を7時から開始した場合や、18時から開始する場合、「ズレ勤」は可能か。また、可能な場合、夏季休業中のみか。

A 1 3 「ズレ勤」は可能です。これまでも、生徒の登下校時に「ズレ勤」で対応していたいただいているところです。具体的には、校長と相談してください。